宿舎等	0	0	－12,929,540 （うち、損益外減損損失相当額　32,090,946）

㈱　賃貸収益及び賃貸費用は、鉄道施設賃貸収入、資産見返補助金等戻入等とこれに対応する費用（減価償却費、貸付線維持費、一般管理費等）であります。

（追加情報）

当事業年度より、改訂後の独立行政法人会計基準第80第２項を適用して、賃貸等不動産関係の注記を行っております。

Ⅲ　重要な債務負担行為

翌事業年度以降に支払いを予定している債務負担行為額は、411,815,915,691円であります。

Ⅳ　重要な後発事象

該当ありません。

Ⅴ　その他

〔国鉄清算事業に伴う財務上の潜在的なリスクについて〕

当機構（特例業務勘定）では、「旧国鉄職員の石綿健康被害に伴う補償関係経費、旧国鉄から承継した処分用の土地に係る土壌汚染処理費、訴訟賠償費用、低濃度等に係るＰＣＢ等の廃棄物の処理費用」について、その金額を合理的に見積もることができないため、支出年度に費用計上しておりますが、これらの費用は引き続き発生する可能性のある債務として存在します。

また、これらの費用及び予定給付債務に係る基礎率などに著しい変動があった場合のリスクについては、資産処分等の収入を充当し、不足額については利益剰余金（積立金）を充当することとしております。

高速道路工事開始公告

本会社において、高速道路の工事を下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法第22条第１項の規定に基づき公告します。

平成 22 年９月 30 日

東日本高速道路株式会社
代表取締役会長兼社長　佐藤　龍雄

記

路線名	工事の区間	工事の種類	工事開始の日
一般国道468号 （首都圏中央連絡自動車道） （埼玉県久喜市菖蒲町上大崎から埼玉県久喜市下早見まで）	埼玉県久喜市菖蒲町上大崎から埼玉県久喜市菖蒲町上大崎まで	新設工事	平成22年10月１日

首都高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

当社において平成21年３月31日に公告しました「首都高速道路の料金の額及び徴収期間」の一部を平成22年10月１日より下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき公告します。

平成 22 年９月 30 日

首都高速道路株式会社
代表取締役社長　橋本圭一郎

記

１　記３⑽㈡を次のとおり改める。

㈡　割引を適用する区間
平成22年４月１日から平成22年12月31日までの間

阪神高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

平成22年阪神高速公告第20号

平成21年阪神高速公告第10号で公告しました阪神高速道路の料金の額及び徴収期間について、その一部を平成22年10月１日から下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成 22 年９月 30 日

阪神高速道路株式会社
代表取締役社長　大橋　光博

記

記Ⅰ〔１〕３⑭⑥イを削り、同ロの見出し中「2010夏」を「５周年記念」に改め、同ロｃ中「７月17日」を「10月２日」に、「８月29日」を「11月28日」に改め、「祝日」の次に「（ただし、10月23日、10月24日、11月13日及び11月14日を除く。）」を加え、同ロを同イとする。

記Ⅰ〔１〕３⑮⑥ロｄ及び同ニｄ中「９月30日」を「12月31日」に改める。

正誤に関する訂正公告

平成二十二年三月十六日（号外第五十三号）掲載の法律援助基金の支出に関する規則（規則第百十六号）中一部改正公告に誤りがあったので、訂正し、公告する。

平成二十二年九月七日

日本弁護士連合会

別表１を次のとおり訂正する。

別表１（第２条第１項関係）

事業区分	援助内容	費用相当分（※）		弁護士報酬相当分	
		基準額（消費税込）	備考（すべて金額は消費税込。実費（通訳・翻訳費用及び貼付印紙代を含む。以下同じ。）相当分として、以下の条件で加算する。）	基準額（消費税込）	備考（すべて金額は消費税込。以下のとおり増減を行うことができる。）
外国人に対す	イ　訴訟以外の手続援助	20,000円 ただし、通訳を要しないときは5,000円	①50,000円を上限とする。 ②通訳・翻訳を必要とする場合には100,000円を上限とする。 ③医師その他の専門家が意見書を作成する場合の当該専門家に支払うべき実費が発生する場合には、100,000円を上限に別途加算する。 ④関連事件に引き続き受任する場合、同じ家族の事件のため複数人の案件が１件と扱われる場合その他特別の事情がある場合には、減額し、又は増額することができる。	105,000円	①関連事件に引き続き受任する場合、同じ家族の事件のため複数人の案件が１件と扱われる場合その他特別の事情がある場合には、減額し、又は増額することができる。 ②特段の事由により援助の対象となる受任弁護士が２人のときは210,000円とし、３人以上のときは315,000円とする。ただし、①を準用する。